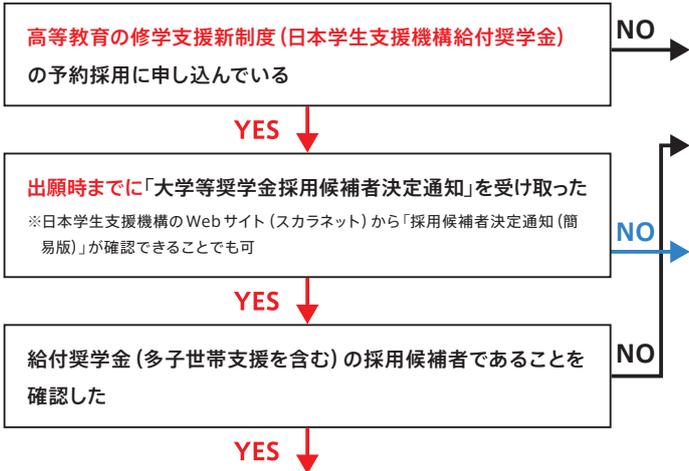


高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金)について高校等で予約採用を申し込み、2025年10月~12月に行われる試験を受験する方は、下記を参照してインターネット出願時に登録、必要書類のアップロードを行って申請してください。

所定の申請を行わなかった場合は授業料等の事前減免または納付猶予を行うことができず、入学時には正規の金額を納付いただくことになります。

なお、入学金は申請の有無に関わらず、減免はできません。一律、入学後に所定の手続を行うことで減免相当額を還付します。



C. 予約採用に申込をしていない方、貸与奨学金のみ申請している方、もしくは給付奨学金に不採用かつ多子世帯にも該当しない方はこの手続の対象外です。入学時には所定の入学金・授業料等を納付いただきます。本学入学後に在学採用となった場合、所定の手続を行うことで減免相当額を還付します。

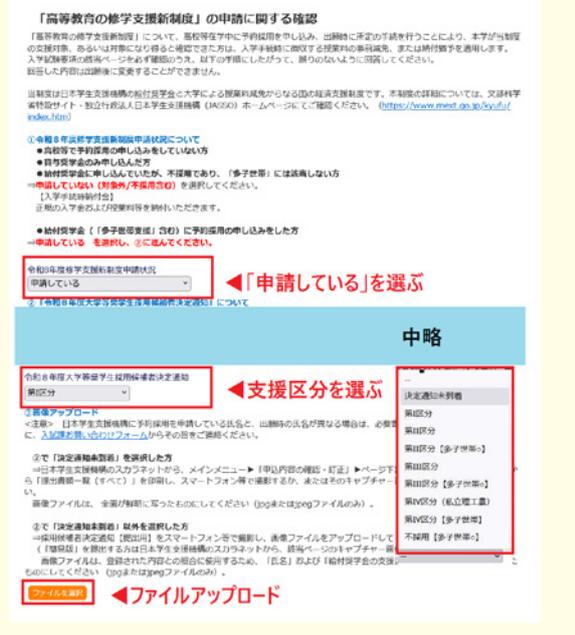
B. 出願時に予約採用の申請中で「大学等奨学金採用候補者決定通知」を受け取っていない方は、出願登録の際に日本学生支援機構のWebサイト(スカラネット)の「申込内容の確認・訂正」の画像をアップロードしてください。

A. 出願登録の際に採用候補者決定通知の画像データをアップロードしてください。

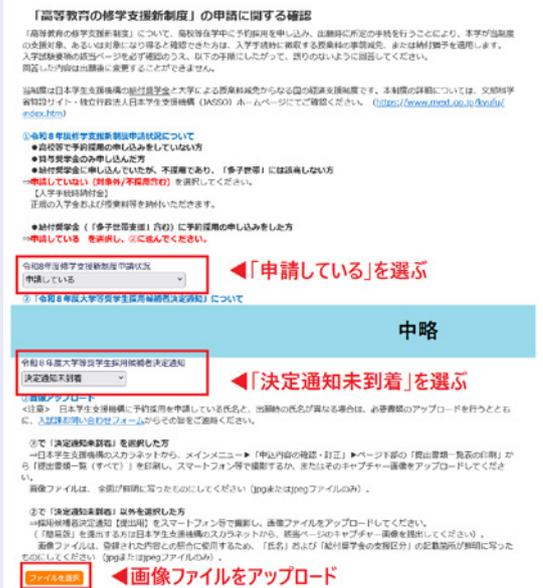
スカラネットの「採用候補者決定通知(簡易版)」で確認した方はその画面キャプチャ等にて受け付けます。

インターネット出願登録STEP3の修学支援新制度申請状況で「申請している」を選び、「給付奨学金支援区分」で該当する区分を選ぶとアップロードボタンが表示されます。

●インターネット出願登録画面(STEP3) サンプル



●インターネット出願登録画面(STEP3) サンプル



アップロードする画像は、日本学生支援機構のスカラネットから、メインメニュー▶「申込内容の確認・訂正」を開き、表示されるページの「⑤奨学金申込情報」の部分をスクリーンショットに撮ってください。

操作方法が不明な場合は、日本学生支援機構ホームページ等を確認してください。

申請内容について、不備・不明点があった場合のみ「マイページ」等で連絡します。不備がない場合、受験票(受験番号)の公開をもって受理の連絡に代えます。合格発表までに不備等が解消できなかった場合は、授業料の事前減免、または納付猶予は適用できません。

手続完了後

合格発表まで必要な手続はありません。

入学手続き時には授業料の納付猶予が適用されますが、本学入学後、所定の期日までに以下の授業料を納入いただきます。

後日決定通知を受け取り、給付奨学金(多子世帯支援を含む)の採用候補者となった方 ▶入学後に「進学先の手続」を行うことで、支援区分に応じた授業料を請求します。

後日決定通知を受け取り、貸与奨学金のみ採用候補、または不採用となった方 ▶入学後に正規の授業料を請求します。

▲ 所定の期日までに授業料の納付がなかった場合は4月30日付で除籍となり、その後の修学継続はできません。